

新型コロナウイルス感染症に対する対応方針

全国の新型コロナウイルス感染者数は2,140万人を超え、8月をピークに漸減している。また、10月7日に県内のリスクレベルが1となったことを受け、本学のリスクレベルも1とし、県の要請を踏まえ次のとおり取組みを進める。

1. 基本的な感染防止対策の徹底について

- (1) 出勤・登校前には体温測定を行い、自己の体調を把握すること。
- (2) 症状がなくとも学内ではマスクを着用すること。ただし、熱中症のリスクが高い場合等は、国が示すマスク着用の考え方を推奨する。
(参考) [厚労省_熱中症対策リーフレット_yellow_表_7K_220616 \(pref.kumamoto.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid19/0000147140_00001.html)
- (3) こまめな換気、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- (4) 発熱等の風邪症状がある場合には自宅療養し、直ぐにかかりつけ医等に電話相談すること。症状が軽いことなどを理由に医療機関の受診を希望しない場合は、国から承認された一般用抗原検査キットによるセルフチェックを行うこと。
(参考) [発熱などの症状がある方 - 熊本県ホームページ \(pref.kumamoto.jp\)](https://www.pref.kumamoto.jp/covid19/0000147140_00001.html)
(参考) [検査キット等で陽性になった方の陽性者登録について - 熊本県ホームページ \(pref.kumamoto.jp\)](https://www.pref.kumamoto.jp/covid19/0000147140_00001.html)
- (5) 対面する人との距離を十分確保すること。「3つの密」(密集、密接、密閉)を避ける)
- (6) 集団感染を避けるように常に心がけて行動すること。
- (7) 教職員は、通勤混雑時における感染を回避するため、可能な場合は時差出勤を行うこと。

2. 教職員又は学生が新型コロナウイルスに感染した(又は感染が疑われる)場合の対応について

- (1) 先ずは自宅療養し、必ず以下の窓口へ報告すること。
 - 学生窓口 学生支援課又は教務入試課
 - 教職員窓口
 - ・学部又は共通教育センターに所属する教職員(非常勤職員含む。以下同じ)は各学部長又はセンター長
 - ・事務局、図書館又は各センター(共通教育センター以外)に所属する教職員は、課長・室長又は事務長
 - ・非常勤講師は教務入試課長
- (2) 報告内容及び自宅療養期間
 - 各窓口への報告内容は次のとおりとする。

- ①所属学部等、②学年（学籍番号）、③年齢、④性別、⑤感染地域、⑥発症日、⑦陽性判明日、⑧受診の有無、⑨症状と自宅療養期間（次項参照）、⑩発症前最終登校日等（発症日2日前からの学内行動履歴と濃厚接触者の有無）、⑪感染経路（クラスター該当の有無）

○自宅又は宿泊療養施設等での療養期間について

保健所や医療機関から指示を受けた場合、その指示を受けた療養期間と機関名、又は国の療養解除基準を確認して報告すること。

（参考）国の療養解除基準：[新型コロナウイルス感染症について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

- 教職員は、自宅療養期間等のサービスの取扱いについて所属長に確認するとともに、休暇や在宅勤務等に係る適切な手続きを行うこと。

(3) 総務課への報告

感染者（又は感染が疑われる者）から報告を受けた各窓口担当者は、総務課総務班に別に定める様式で速やかに報告すること。

- (4) 同居家族等が感染した場合は、濃厚接触者の定義に沿って判断した結果濃厚接触者となる場合は、上記（1）～（3）と同様の取扱いとする。

（参考）濃厚接触者の定義：[濃厚接触者となった方へ - 熊本県ホームページ \(pref.kumamoto.jp\)](https://www.pref.kumamoto.jp)

また、同居家族等に感染が疑われる症状がある場合は、その者との接触度合いを踏まえて感染拡大防止の措置が必要と考えられるときは、同様の取扱いとする。

3. 教職員及び学生の出張・移動等について

- (1) 出張や私用による移動については「3つの密」を避け、基本的な感染防止対策を徹底し慎重に行動するとともに、わずかでも体調に異変があれば控えること。

- (2) 国外へのお出張、研修及び留学生の派遣・受け入れ等については国が発出する感染症危険情報のレベル2以上の地域との渡航は原則として行わない、又は行わないようにすること。ただし、特段の事情によりやむを得ず行う場合は、事前に所属長及び副学長の承諾を得ることとする。

また、国の最新の水際対策の制限等を確認し、遵守すること。

（参考）[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp)

（参考）[水際対策 | 厚生労働省 | 日本政府 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

4. 授業・会議・イベント・会食等について

- (1) 授業

授業の取扱いについては、別に定める授業実施要領による。

- (2) 会議・CPD講座・各種公開講座・イベント等

状況に応じて対面・遠隔（書面）又はそれらの組合せなどにより実施するものとする。ただし、対面で実施する場合は、発熱等の風邪症状がある者などは参加させないこととし、「3つの密」を避け、適宜、換気を行うなど、十分な感染防止対策を行った上で行うこと。

また、熊本県等関係機関と連携して開催するものについては、当該関係機関と協議し決定すること。

対面で実施する場合で大学関係者以外の者が参加するときは、当該参加者の氏名及び連絡先を把握しておくこと。

なお、授業公開講座の開催方法については、授業の実施状況を踏まえ、適切に判断し決定することとする。

（参考）[新型コロナウイルス感染症対策に係るイベントの開催制限について - 熊本県ホームページ \(pref.kumamoto.jp\)](http://pref.kumamoto.jp)

（3）会食

会食は、感染リスクを最小化するために、熊本県が示す「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」等の感染防止対策を徹底すること。

また、対策がおろそかになるような深酒は控え、学外で会食する場合は、感染防止対策が講じられていない飲食店は利用しないよう留意すること。

（参考）[新型コロナウイルス感染症対策に係る「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を実践しましょう - 熊本県ホームページ \(pref.kumamoto.jp\)](http://pref.kumamoto.jp)

5. 大学施設の使用について

大学施設の使用に当たっては、次のとおりとする。

（1）アリーナ、サブアリーナ、プール、テニスコート、トレーニング室及びグラウンドは、授業等で学生又は教職員が使用する場合を除いて使用不可とする。

学外貸付については、国、地方公共団体が実施する試験、又は、国、地方公共団体の委任を受けて実施する国家試験等については、大学の業務等に支障がない範囲内で貸付を認める。

その他の試験等については、土曜、日曜、祝日等に限り、大学の業務等に支障がない範囲内で貸付を認める。

（2）図書館への学生（学部生・大学院生）、研究員、教職員、名誉教授及び非常勤講師以外の者の入館は制限する。

（3）サークル棟（部室）の使用は、入室者同士の距離をとるなど、十分な感染防止対策を行った上で使用すること。

6. 学生活動等について

（1）就職活動等

- ① 各企業・団体の方針に従うこと。参加する場合は 感染防止対策に十分に留意すること。
- ② 就職相談員との対面での相談は、十分な感染防止対策を講じた上で実施する。また、状況に応じてインターネットを活用した遠隔相談を併せて実施する。

(2) 企業説明会

学内で企業説明会を行う場合は、原則としてインターネットを活用した遠隔で実施する。

ただし、特に必要なものは、発熱等の風邪症状がある者などは参加させないこととし、「3つの密」を避け、適宜、換気を行うなど、十分な感染防止対策を行った上で対面により実施する。

(3) 就職講座等

学内で行う就職活動セミナー、ガイダンス、公務員講座等は、発熱等の風邪症状がある者などは参加させないこととし、「3つの密」を避け、適宜、換気を行うなど、十分な感染防止対策を行った上で対面により実施する。また、インターネットを活用した遠隔での実施が可能なものは状況に応じて遠隔で実施する。

(4) サークル活動

- ① サークル等活動（同好会、学生自治会に属する各種委員会活動、ボランティア活動を含む。）は、十分な感染防止対策を行った上で実施する。

ただし、学外での活動及び本学に学外者が来校して行う合同練習等の場合は、1週間前までに感染防止対策や参加メンバー等を学生支援課に届出ることとする。

- ② 各種公的団体が主催する対面による大会や発表会等（県外を含む）については、当該団体が「3つの密」の回避等、十分な感染防止対策を講じている場合に限り参加を認める。

なお、大会等の1週間前までに学生支援課に届出ること。

- ③ サークル棟（部室）の使用は、入室者同士の距離をとる等、十分な感染防止対策を講じた上で使用すること。（再掲）
- ④ 教室、アリーナ、グラウンド等の大学施設の使用に当たっては、換気、利用人数の制限等十分な感染防止対策を行うこと。